

三条市児童発達支援センター

三条市児童発達支援センターでは、発達について不安や悩みのあるお子さんとそのご家族に対して障がい児福祉サービスである児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業のほか、地域支援事業として保育所（園）の保育士等支援者への支援も行います。

児童発達支援

対象：心身の発達に遅れや障がいのある未就学児童

内容：日常生活における基本的な動作の習得及び集団生活への適応訓練など支援を行います。

個別療育と集団療育を組み合わせ実施します。



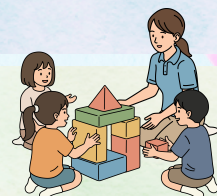
集団支援室と個別支援室

保育所等訪問支援

児童発達支援センターの支援員が保育所（園）等や小学校などの集団生活の場に訪問し、子どもが集団活動に適応できるよう支援します。

障害児相談支援

児童発達支援センターを利用される時に指定計画相談、指定障がい児相談を行います。
お気軽にご相談ください。



ご利用までの流れ

●各種相談会等

子どもの発達・子育て相談、療育相談（県主催の専門医による相談会）

●医療機関からの紹介



●児童発達支援センターまたは相談支援事業所に

相談（各種手続き、サービス利用計画案作成等）

●三条市の調査→受給者証（オレンジ色）交付



児童発達支援センターの利用へ

スタッフ

管理者、児童発達支援管理責任者、嘱託医（非常勤）

支援員（看護師、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、保育士、公認心理師等）、保健師、事務職員



児童発達支援センター玄関

児童発達支援センター外観



アクセス

三条市児童発達支援センター

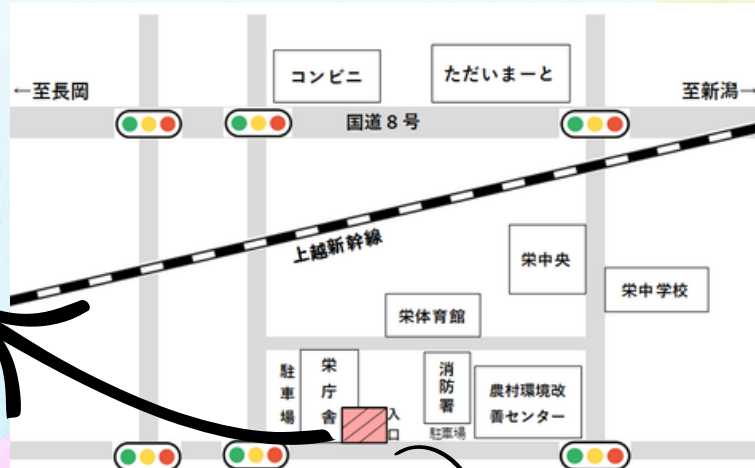
（旧 栄保健センター）

〒959-1192

三条市新堀1311番地 TEL：45-1122

開所時間：平日 8時30分～17時

サービス提供時間：平日 9時～16時45分



入口に看板
あります

